

令和8年度 初任運転者安全教育研修助成金交付要綱

令和8年3月31日制定
一般社団法人兵庫県トラック協会

(目的)

第1条 一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）は、会員事業者（以下「会員」という。）が、新たに運転者を雇い入れた場合、国土交通省の「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」告示に基づき決められた内容（12項目）を一定の時間（15時間）以上教育を施すことが義務付けられており、会員の負担も大きいことから、その一部負担を軽減するとともに、専門機関で充実した安全教育を受講することにより、安全運転・事故防止を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 会員の兵庫県内の事業所に所属する初任運転者が、兵ト協が指定する研修を受講する場合、その費用の一部を助成する。

(助成対象研修施設及び研修)

第3条 助成対象となる研修施設及び研修は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研修施設 名 称：網干自動車教習所
(総合交通教育センター ドライビングアカデミー ABOSHI)
施設住所：姫路市網干区高田 108

- (2) 研修は、別表に定めるとおりとする。

(助成額)

第4条 助成額等は次のとおりとする。

- (1) 1名につき10,000円
(2) 1会員上限3名まで

(施設の予約・申込み)

第5条 会員は「初任運転者安全教育訓練研修会申込書」を研修施設に申込みものとする。

(受講料の納入)

第6条 会員は研修受講開始日の7日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を前納しなければならない。

(交付申請手続)

第7条 会員は研修受講終了後、速やかに次の書面を兵ト協に提出しなければならない。

- (1) 初任運転者安全教育研修助成金交付申請書(様式1)
- (2) 初任運転者安全教育研修受講者名簿(別紙1)
- (3) 請求書及び領収書の写し
- (4) 受講修了証の写し

(申請受付期間)

第8条 申請期間は令和8年4月1日から令和9年3月10日までとする。

(その他)

第9条 本要綱に記載のない事項については、協議し対処する。

(附 則)

本要綱は、令和8年4月1日から施行する。